

第4章 新町まちづくりの主要施策

1. まちづくり施策



図 4-3 施策の体系

(1) 自然環境に配慮したやさしいまちづくり

1-1 自然環境の保全

「郷土の誇り」である豊かな自然環境の中でうるおいのある豊かな生活を営み、また、将来の世代にも恵まれた自然環境を残す義務がわたしたちにはあります。

新町においては、自然環境保全活動や美化啓発運動を推進するとともに、学校教育や生涯教育の中での環境教育により、住民や地域が一体となった自然環境に配慮した美しく個性的な自然と人間が共生するまちづくりを進めます。

【主要施策】

①自然環境の保全

1) 森林・河川の保全・再生

生態系の維持や水源涵養など公益的機能の維持・向上を図るため、計画的な植林や保育について助成し、森林の再生・保全に努めます。

また、合併処理浄化槽の設置や農薬等の適正使用の啓発などを推進し、河川の浄化に努めます。

2) 循環型社会の形成

未利用資源を活かし、木質バイオマス^{※1}等のソフトエネルギー^{※2}の活用により地域が一体となって地球温暖化防止対策を図り、循環型社会の形成と持続可能な発展に努めます。

※1 エネルギーや原料に使うことができる動植物資源及びそれらを起源とする廃棄物の総称です。

※2 木質バイオマスや太陽光エネルギー、地熱、潮汐など環境にやさしいエネルギーのことです。

3) 貴重な自然資源の保護

古木や希少動植物等、貴重な自然資源の保護・保存に努めます。

②美しい景観の保全

地域全体での清掃活動などを充実させる等、地域や住民と一体となって自然環境に配慮した美しい景観の保全に努めます。

③環境意識の高揚

地域及び地球全体の環境を守る意識をすべての住民が持つよう、ボランティア活動への援助及び環境保全活動や美化啓発運動の推進、さらには自然観察や環境体験などでの環境教育により、住民の環境意識の高揚を図ります。

④自然環境に配慮したまちづくり

1) 観光・交流施設の整備・充実

自然環境に十分に配慮しながら、地元住民の交流の場として、さらには広域交流の拠点としての自然を活かした観光・交流施設の整備や既存施設の連携を図り更なる魅力向上に努めます。

2) 交流行事の充実

自然環境を活かしたイベントの開催により、地域内外の交流を促進するとともに、自然の素晴らしさや重要性の周知に努めます。

3) 産業振興と地域資源の活用

地域資源を活かした特産品の研究・開発を援助し、新町の基幹産業である第1次産業の振興を図るとともに、自然を活かした新産業の開拓を支援します。

(2) だれもがゆとりの中で安心して生活できるまちづくり

2-1 道路、交通体系の整備・充実

幹線道路をはじめ、町内の生活・産業関連道路の計画的な整備を進め、便利で安全、快適な道路・交通ネットワークの確立に努めます。また、既存道路の維持管理・改良においては、高齢者や障がい者など交通弱者も歩きやすく、歩行者の安全に配慮した道づくりを進めます。

さらに、住民の生活に密着した通勤・通学、買物、通院などの交通手段を確保するため、路線バス、代替バス、スクールバスの維持・充実に努め、住民の利便性の向上を図ります。

【主要施策】

①道路基盤の整備・充実

1) 国・県道の整備促進

住民の主要生活道であり、周辺市町村との広域アクセス道でもある国道193号、195号及び県道の未改良部分の早期改良や、車線の拡幅等を関係機関に要望します。

また、国・県道の歩道整備や道路沿いの景観整備、さらには休憩所やトイレなどの施設整備を関係機関に要望し、道路環境の充実に努めます。

2) 町道の整備・充実

地域の状況に応じた計画的な町道の改良・整備を図るとともに、幹線道路との接続による利便性の向上など道路環境の充実に努めます。

また、町道の適切な維持管理に努めるとともに、危険箇所の改修など、子どもや高齢者、障がい者など交通弱者にやさしい安全な道づくりを推進します。

②公共交通機関（バス）の充実

1) 路線バスの維持

新町唯一の公共交通機関であるバスの運行は、高齢者や通学者にとって必要なものであり、バス利用者は減少傾向にありますが、関係機関との連携により、バス路線の維持に努めます。

2) 代替バス及びスクールバスの充実

地域の実情や通勤、買物、通院など住民の利便性を考慮した代替バスの運行に努めます。また、スクールバスの運行により、子どもが快適な学校生活を送ることができるように努めます。

なお、計画的で効率的なバスの運行により、経営の効率化に努めます。

2-2 地域の安全の確保

交通事故のない安全で快適な地域社会の実現を目指し、子供から高齢者まで、住民一人ひとりに対する交通安全意識の啓発を学校教育や社会教育の中で組織的、計画的に実施するとともに、関係機関と連携し交通安全施設の整備を進め、町民の貴重な生命や財産を守ります。

また、関係機関との連携・協力により、防犯意識の高揚と防犯対策の充実に努め、地域が一体となった明るく健全な地域社会の構築を目指します。

【主要施策】

①交通安全対策の充実

1) 交通安全施設の整備

ガードレール・カーブミラー、信号機の設置や、崖崩れや落石への対策、さらには、歩道、車道の分離や段差解消など、関係機関と連携し交通安全施設の整備を図ります。

また、各施設の定期的な点検・整備を実施し、安全な交通環境の整備・維持に努めます。

2) 交通安全意識の啓発・高揚

子供から高齢者までの交通安全教室など、交通マナーやルールの徹底を図るための交通安全教育の推進に努めます。

また、交通安全キャンペーン等の実施により、安全運転の啓発に努めます。

②防犯体制の整備

1) 防犯体制の強化

家庭や学校、地域、行政、警察などとの連携を強化し、地域ぐるみの防犯体制の充実に努めます。

2) 防犯施設の整備・充実

防犯灯などの設置により、住民の安心度を高めるとともに、犯罪の未然防止に努めます。

3) 防犯意識の高揚

日常生活での防犯に対する広報や、関係機関との連携によるキャンペーンの実施により、犯罪防止と防犯意識の高揚に努めます。

2-3 環境衛生の整備

効率的なごみ、し尿の収集、処理体制の確立を進めながら、ごみの減量化、分別収集、資源ごみのリサイクル等、住民の環境保全やごみ問題への意識を高め、環境への負荷の少ない循環型社会の形成と、快適な生活環境の保全を目指します。

この為に老朽化した既存ごみ処理施設を更新し、効率的なごみ処理システムを構築します。

また、生活排水などによる河川等の汚濁を防止し、美しく快適な生活環境を確保するため、地域の実情に合わせた適正な規模の排水処理施設の整備を推進するとともに、河川等の環境保全に対する住民意識の高揚に努めます。

併せて、水資源の確保や施設整備などによる供給体制の充実、未給水地区の解消などに努め、住民生活に欠かすことのできない安全で良質な水道水の安定供給を図ります。

【主要施策】

①環境衛生に対する意識の高揚

1) ごみの減量化とリサイクルの推進

ごみの分別収集をさらに徹底することでごみの減量化と資源ごみのリサイクルを推進し、循環型社会の形成を目指します。

2) ごみの不法投棄に対する監視・指導の強化

ごみの不法投棄に対する監視、指導の強化を図り、環境及び景観の保全に努めます。

②効率的なごみ処理体制の整備

1) ごみ処理施設の更新

既存ゴミ焼却施設の設備老朽化や最終処分場の確保難、リサイクルの必要性の高まりやダイオキシン類対策等の環境保全対策の必要性などの課題に対応するため、新たにゴミ焼却施設を建設整備し、効率的なごみ処理システムを構築します。

③ 排水・し尿処理体制の整備

1) 生活排水及びし尿処理施設の整備

地域の規模に応じた農業集落排水施設・林業集落排水施設・合併処理浄化槽の整備を推進します。

2) 水質汚濁に対する意識の高揚

日常生活や生産活動における水環境への負荷を低減するため、環境にやさしい洗剤の使用や、農薬使用の適正化を啓発します。

④水資源の保全・確保と水道水供給体制の整備

広葉樹林など森林の再生及び河川の水質浄化に努め、水資源の保全と確保を図ります。また、未給水地区の供給体制の計画的な整備を図るとともに、既存施設の維持及び改良等により、水道水の安定供給に努めます。

2-4 防災体制の充実

災害の未然防止のため関係機関と連携し、治山・治水事業を推進するとともに、水害、土砂災害、地震及び火災などの緊急時に対応できるよう、役場内や消防団等の防災組織の強化を図り、迅速な情報連絡体制の確立等により地域防災体制の充実を図ります。

また、防災訓練や火災に関する知識の普及、啓発及び事前復興の取組に努め、住民の防災に対する意識の高揚を図ります。

【主要施策】

①防災体制の整備・充実

1) 治山・治水対策の推進

急傾斜地のがけ崩れの防止対策や、危険箇所の点検・調査など、関係機関と連携を図りながら治山・治水事業を推進し、災害の未然防止と森林等の公益的機能の保全に努めます。

2) 地域防災計画の策定

今世紀前半にも発生すると予測される南海地震に向けた防災・減災対策の強化や事前復興の推進を図るとともに、地震など自然災害発生に対応するため、地域防災計画を策定します。

3) 住民の防災意識の高揚

広報誌や学校教育における啓発活動・防災教育を充実するとともに、住民参加による防災訓練等の実施により、住民の防災意識の高揚を図ります。

また、自主防災組織の設置を推進・支援し、「自らの身は、自らで守る」という意識の高揚と地域ぐるみでの防災体制の確立に努めます。

②消防体制の強化

1) 消防設備の拡充等

防火水槽や消防水利など、地域の実情に応じた消防設備の拡充等を推進し、効果的な消防体制の確立に努めます。

2) 消防体制の強化

消防団の再編や、各分団の育成強化を図るとともに、常備消防との連携により、総合的

な消防体制の強化に努めます。

3) 火災予防の推進

防火訓練や避難訓練の実施などにより、住民の防火意識の高揚と、火災の未然防止に努めます。

4) 救急体制の強化

高齢者世帯の増加に対応した、救急通報システムの充実を図り、地域ぐるみでの救急体制の強化に努めます。

また、福祉・医療・警察などとの連携により、救急体制の強化を図ります。

2-5 住宅・住環境の整備

町民がゆとりといるおいの中で日々の生活を送るために、緑あふれる自然を生かした快適な住環境の整備を図ります。

また、若者の定住化やU I J ターン等移住人口増加の促進を図るため、良好な公営住宅の整備、既存空き家の有効な利活用推進を図ります。

【主要施策】

①総合的な住環境の向上

町民が安全で快適な生活を送ることができるよう、自然環境など地域の特徴を活かした住環境の整備に努めます。

②若者の定住・U I J ターン等移住人口増加促進のための住環境の整備

若者のニーズに対応した宅地や公営住宅の整備など、快適で利便性の高い魅力ある住環境の整備・充実に努めます。また既存空き家の有効な利活用を推進します。

(3) すべての人にやさしい福祉のまちづくり

3-1 健康づくりの取り組み

すべての住民が生涯を通じて健康で心豊かに暮らせるよう各種検診の充実を図るとともに、健康教室、健康指導、健康相談など健康管理意識の高揚を図ります。

また、住民が主体となった健康づくり活動への支援を行います。

【主要施策】

①各種検診の充実

総合健診、人間ドックの充実により町民の健康管理に努めます。

②健康管理意識の高揚

健康管理意識の高揚と自主的な健康づくり活動促進のための啓発に努め、健康教室、健康指導、健康相談などの充実を図ります。

3-2 保健・医療体制の充実

身近な地域医療を確保するため、保健・医療施設などの整備・充実を図るとともに、経営の効率化に努めます。

また、保健・医療機関の連携により救急医療、休日・夜間診療を充実するとともに、情報通信技術を利用した高度な医療の提供に努めます。

【主要施策】

①地域保健・医療施設の充実と経営の効率化

保健・医療ニーズの高度化・多様化に対応が可能な施設の整備・充実と、経営効率の向上に努めます。

②救急輸送体制の整備・充実

救急患者に対する適切かつ迅速な輸送体制の整備を図ります。

③保健・医療ネットワークの構築

医師・保健予防従事者の確保や、情報通信システムによる医療情報などの共有化の推進に努めます。

3-3 高齢者福祉の充実

高齢者がその能力を活かし進んで社会参加ができ、学習、スポーツ、地域活動において、社会的な役割や、自己実現を図れる機会の充実に努めます。

また、介護が必要になった高齢者が安心して生活できるよう、本人や家族に対し、関係機関との連携により保健・福祉・医療が一体となった適切なケアマネジメント※¹のもとに必要なサービス提供に努めます。

※1 要介護者に対し、個々の解決すべき課題や状態に即した介護サービスが適切かつ効果的に提供されるよう、多様なサービス提供主体による保健・医療・福祉にわたる介護の各サービスが総合的、一体的、効率的に提供される体系を確立することです。

【主要施策】

①高齢者の社会参加機会の創出

高齢者が生きがいを持ち、かつ自主的・主体的な社会参加活動の場を確保するために、働く意欲のある人への就労機会の確保や文化・スポーツ活動、ボランティア活動など、高齢者の生きがいづくりと社会参加を促進するための取り組みを支援します。

②高齢者福祉環境の充実

生活支援や介護サービスの基盤となる既存の高齢者福祉施設及び高齢者福祉体制の充実に努めます。

③安心して生活できる住環境の整備支援

高齢者の住む世帯への安全設備（手すり等）の整備支援を図り、高齢者が安全に安心して生活できる住環境の整備に努めます。

3-4 障がい者福祉の充実

障がい者が進んで社会に参加できる環境の整備を図るとともに、生きがいと生活の安定を目指し、共に生きることの喜びを分かち合える意識に満ちたまちづくりを図ります。

【主要施策】

①障がい者福祉環境の整備・充実

障がい者の自立に向け、関係機関と連携し、各種支援制度の充実に努めるとともに、雇用・就業環境の整備など、障害者の社会参加の機会の充実に努めます。

3-5 バリアフリー社会の形成

ハンディキャップを持つ人も、住みなれた生活環境のなかで幸せな生活を過ごせるよう誰にとっても使いやすく快適な道路環境、公共的施設の整備、広報などの行政サービスに努めます。

また、地域福祉を支えるリーダーや各種ボランティア団体などの育成を支援します。

【主要施策】

①バリアフリー社会の形成

1) 公共施設等のバリアフリー化の推進

役場や公民館など、公共施設等のバリアフリー化を推進します。

2) 福祉活動への支援等の充実

地域住民が中心となって福祉活動に取り組むボランティア団体などへ、社会福祉協議会等と連携し支援するとともに、広報等により福祉に対する住民意識の高揚を図り、バリアフリー社会の形成に取り組みます。

3-6 子育て支援の充実

子どもが健やかに成長できるよう、家族が安心して子どもを産み育てる環境づくりの推進を図ります。家庭と地域等の交流、見守りによる子育て環境の構築を図ります。

【主要施策】

①総合的な子育て支援の充実

子ども・子育て支援施策の充実に努めます。幼児教育・保育の質の向上、維持のため、施設の環境整備や人員確保等に努めます。

②子育て家庭等に対する施策の充実

子育て家庭等への経済的支援、負担軽減に努めます。

③子どもや母親の健康確保

妊娠期から子育て期を通して、健診、相談等の充実に努め、個々の発達に応じた支援に努めます。

3-7 地域コミュニティによる支え合い

地域からのまちづくりを進める自主的な活動ができる環境づくりを図るため、コミュニティ活動の活性化を支援します。

【主要施策】

①地域コミュニティ活動の支援

公民館や公園・広場などの既存施設の魅力向上及び有効活用により、地域住民によるコミュニティ活動の活性化を図ります。

また、地域でのまちづくり活動を通じて世代間、地域間の交流を進め、活力ある地域づくりを支援します。

(4) みんなでつくる個性と活力があふれるまちづくり

4-1 住民参加によるまちづくり

開かれたまちづくりを目指すため、住民自身が積極的に参画することができるシステムの構築に努めます。

【主要施策】

①住民参加によるまちづくり体制の確立

まちづくりを進めていく上で計画の初期段階から情報を公開し住民の参画を図ります。なお、情報公開にあたっては、町民にわかりやすいように配慮するとともに個人情報の保護に努めます。

4-2 地域の特性を活かしたイベントの開催

農山村ののどかな景観や歴史・民俗・農村文化資源、那賀川渓谷周辺の森林レクリエーション資源を活用して、多様性のあるイベントの開催に努めます。

また、住民・関係機関・行政が一体となって活力あるまちづくりに努めます。

【主要施策】

①既存施設及び資源の活用

現存する農村舞台を活用して、人形浄瑠璃の上演、その他民俗芸能によるイベントの開催支援を図ります。

②自然環境を活かしたイベントの開催

豊富な自然資源や多彩な四季の変化を利用したイベントの開催支援を図ります。

③イベント体制の充実

各関係機関との連携による観光イベントの充実を図ります。

④観光ネットワークの強化

情報通信技術の活用等による観光PRの充実、広域的な観光ネットワークの強化に努めます。

4-3 交流の促進

町の特徴を活かして地域間交流を推進するとともに、これまでの取り組みを活かしながら、国際交流の展開を図り地域の発展に努めます。

【主要施策】

①地域資源を活かした交流機会の創造

農山村文化、自然資源を活かした交流機会の創造に努めます。

②国際交流の充実

外国語指導助手の配置により学校教育における国際交流の機会の充実に努めます。

4-4 地域内外への情報発信

高度情報社会の到来に対応し、広域高度情報システムの整備と合わせて、地域情報化について研究を進め、行政と町民との情報交換機能の充実、産業、文化、行政など個々の分野の情報化を促進し、新町にふさわしい情報通信システムの構築を図り地域活性化及び町民の利便性の向上を図ります。

【主要施策】

①高度情報通信網の整備

高度な情報化社会へ対応するため、ケーブルテレビ事業等を含めた高度情報通信基盤の整備を図ります。

②情報通信技術による生活利便性の向上

町民生活の利便性の向上のため、高度情報通信技術の活用を図ります。

③情報通信技術を活かした防災体制などの充実

高度情報通信技術を利用して防犯・防災・災害時等の情報連絡体制の充実に努め、町民の安全と安心の確保に努めます。

(5) すべての人の個性や創造性が生きづく教育文化のまちづくり

5-1 学校環境の充実

明日を担う子供達が、豊かな心と生きる力を育み、心身共にたくましい人間として成長していくことができるよう、学校環境の充実に努めます。

また、国際化教育、情報化教育等を充実するとともに、家庭・地域・学校の連携を進めます。

【主要施策】

①教育内容の充実

豊かな人間性の醸成を図るため、社会性、自主性、創造性を養う教育を推進するとともに、地域の自然や歴史、文化、伝統芸能、産業などの資源を活かした教育内容の充実に地域ぐるみで取り組み、児童・生徒の個性と適性が生かされた教育の推進に努めます。

②教育現場への住民参加

家庭・地域・学校の連携強化を図り、地域ぐるみで児童・生徒の健全な育成に努めます。

5-2 生涯学習の推進

住民一人ひとりが生涯にわたり進んで学び、自己を高め、充実した人生を送るとともに、その成果を活かし、まちづくりに参画できるよう、地域の特性を生かした学習内容の充実と、福祉や環境美化など地域活動を通じた実践学習の機会充実に努めます。

【主要施策】

①地域全体での生涯学習の推進

町の地理的条件を考慮した人的交流による施設間の連携強化と情報通信技術を活用した地域資源のネットワークによって、町中が生涯学習の舞台となるまちづくりを目指します。

住民の自主的な生涯学習や文化活動グループの育成と、リーダーとなる人材の育成を図ります。

②生涯学習の機会の創出

多様な講座、学級、教室の開設とイベントの開催に努めるとともに、既存施設を利用した住民学習の場の整備に努めます。

5-3 人権の尊重

個人の尊厳と人権を尊重し、町民一人ひとりが人権問題を自分のものとして捉え、あらゆる人権に関する課題の解消に主体的に取り組めるよう啓発活動を推進します。

【主要施策】

①人権教育の推進

これまでの人権尊重のまちづくりを継承しながら、関係機関と連携し、家庭、学校、地域、職場等あらゆる機会を通じて人権教育を推進します。

②男女共同参画社会の実現

政策や活動の方針決定の場などへの女性の積極的な登用を図り、男女共同参画社会の実現に努めます。

5-4 教育・体育・文化施設の充実及び活用

生涯学習や学校教育の場における地域文化の学習・体験機会を充実するとともに、より多くの人が歴史・文化・伝統芸能等に親しめる機会づくりと拠点整備を図ります。

【主要施策】

①教育・体育・文化施設の整備及び既存施設の保存と活用

教育・体育・文化施設の整備や、現存する農村舞台の保存・活用を図り、学校教育や生涯学習の場として、森林美術館等の既存施設の活用を促進するとともに、地域文化の学習や農村体験の場として、地域住民及び都市生活者との交流拠点づくりに努めます。

②教育・文化施設の情報化

教育・文化施設への情報通信技術の導入を図り情報受発信の広域化に努めます。

③地域資源の保存・継承

地域の伝統芸能等、地域資源の保存・継承に努めます。

5-5 環境教育の推進

将来にわたって住民の快適な生活環境を持続するため、自然環境や社会環境のあるべき姿について、全ての住民に理解しやすいかたちでの環境教育に取り組みます。

【主要施策】

①環境教育の場の充実

学校教育や生涯学習の場における環境教育の機会の充実を図るとともに、森林や河川など自然環境を十分に活かした体験型環境学習の機会の充実に努めます。

②環境に対する住民意識の高揚

ごみの減量化や分別収集の徹底など、環境に対する住民意識の高揚に努めます。

(6) 地域の特性を活かしてさまざまな産業が育つまちづくり

6-1 地域産業の振興

新町の基幹産業である第1次産業を中心とし、商工業、観光など各産業の連携による産業全体の振興を図るとともに、環境に調和した資源循環型産業^{※1}の振興などの新産業発展の支援に努めます。

※1 木質バイオマスや太陽光エネルギーなど環境にやさしいエネルギーや未利用資源などを利用した産業のことです。

【主要施策】

①環境に調和した産業の振興

「21世紀は環境の世紀になる」と言われており、環境に調和した資源循環型産業の振興や環境に優しいエネルギーの使用促進に努めます。

②各産業の連携

各産業間の交流・研修などの機会を充実することにより終年雇用を促し、地域資源の効率的利用を図り、関係機関との連携により、活力ある産業のまちづくりを推進します。

③新しい産業の振興

新町の地域資源を活用し、住民自らの創意工夫により、主体的に産業を興すことへの支援に努めます。

6-2 農林業の振興

農業後継者の不足による既存農地の荒廃を防ぐために適正な土地利用計画を講じるとともに、土地利用の利便性や生産性の向上を図るため、農地改良や土地基盤の整備に努めます。

また、環境の変化に留意しつつ、地域に適した新規作物の導入を行うとともに、省力化と創意工夫をこらした農業を推進し、産地形成と農産物のブランド化を推進します。

さらには、農業の担い手として、次代を担う意欲ある農家を育成・確保するための施策を講じるとともに、高齢者・女性が農業の重要な担い手であるため軽量作物栽培の奨励を図ります。

森林の計画的な整備を進め、森林資源の総合的利用を行い、林業経営の基盤強化を図ることで、森林の持つ地球温暖化防止機能や水源涵養機能、災害防止機能をはじめとする多くの公益機能の増進のため、森林の多面的利用を図ります。

また、将来世代に豊かな森林を引き継ぐため、他地域やボランティアと共同で貴重な森林資源を守り育てる運動を展開します。

【主要施策】

①優良農地の確保・規模の拡大と農地荒廃の防止

農地の流動化を積極的に推進し、離農家、規模縮小農家よりの借り入れ、買い入れによる集積や規模拡大、新規就農が容易に行える環境づくりに努めます。

②農業担い手の育成

農畜林産物の地域ブランドづくりのために、経営感覚に優れた認定農業者や農業法人を育成するとともに、地域特性を活かした産物の生産や多面的な機能を発揮するため、高齢者や女性等の多様な担い手の育成を支援します。

また、ファームサービス事業体の育成を図り、地域農業の労力補完や地域営農を推進します。

③農業基盤の整備

新町においては、小規模な基盤整備を進めるとともに、地域の特性を活かした、地域特産物の生産と装置化や機械化による省力化を進めます。

④消費者ニーズに応じた作付けと地力の増進

健康と安全性を求める消費者ニーズに応えるため、無農薬・有機農業の推進など、農作物生産の工夫や市場動向をふまえた品種の選定を行うとともに、土壌改良など地力の増進に努めます。

⑤農林業による交流の促進

農林業の盛んな地域に住む人々が、地域の恵みを肌で感じることができるように、市民農園や体験農園の整備などによって、身近な農林業がある地域づくりを進めます。

また、インターネットなどを利用した消費者と生産者の交流の場づくりを推進します。

⑥農林業の加工体制の充実

高付加価値化を進めるため、既存の加工施設の生産振興と合わせ、新たな加工産業の育成を支援します。

⑦森林整備の推進

新たに森林計画で、森林の機能区分を行い、部分的な広葉樹林化も含め、多面的な機能に応じた森林整備を進めるとともに、機能にあわせ、林道、作業道等の路網整備や高性能林業機械の導入を図るとともに、森林整備に流域住民など多方面からの参加を促進します。

⑧間伐の促進

間伐の必要な人工林について、水源の涵養、国土の保全など、森林の持つ公益的な機能を高度に発揮させるために保安林での森林整備の実施と地域で設定する緊急間伐団地による間伐など、積極的な間伐促進を図ります。

⑨流通体制の充実

「木頭杉」の銘柄を大切に、品質のよい製品を安定的に供給する流通販売拠点の充実など、流域が一体となった流通体制の確立に努めます。

⑩新産業の創出

木質バイオマスを利用した新たな産業の創出に取り組み、雇用の場の確保に努めます。

⑪間伐材等の有効活用

県や町の行う公共事業において、用途の低い間伐材を積極的に活用し、地域の森林整備に寄与するよう促進支援します。

また、公共施設においても、県産木材を使用した木造化・木質化を進めます。

⑫林業担い手の育成

上下流の連携を密にし、地域林業を担う森林組合が中心となって行う林業従事者の養成を支援するとともに、林業事業者の組織化を推進します。

⑬鳥獣害対策

鳥獣による被害は農林業に及んでおり、農林業従事者の就業意欲を阻害しています。その対策として、作物の防護柵設置等に対する助成を図るとともに、適正な個体数調整に努めます。

⑭地域間交流の促進

農山村地域が、農村空間の持つ「自然環境、ゆとり、やすらぎ」や豊かな地域資源や農村文化を活用して都市との交流を促進し、地域の活力の向上を目指す取り組みに対し支援します。

6-3 商工業の振興

商業については、多様化した消費者ニーズに対応し、町内での買物を促進するため、情報通信技術の利用や立地条件に合った経営形態の展開、後継者育成を支援します。

工業については、既存の工業団地への新たな企業誘致に努めるとともに、資源再利用や産業廃棄物の削減への取り組みを支援します。

【主要施策】

①魅力ある商工業環境

消費者ニーズに対応した魅力ある商工業環境の整備を推進し、商工会活動を支援します。

②企業誘致による雇用・就業機会の充実

既存工業団地への企業誘致を推進し、若者や住民の雇用・就業機会の充実に努めます。

6-4 観光・レクリエーションの振興

那賀川流域の自然・伝統文化とのふれあいを基本として、魅力ある地域づくりを推進します。

新町は自然環境や歴史的伝統文化資源に恵まれており、交流客や地域住民が共に利用し、交流客の滞留を図るための観光交流施設の整備・充実を図ります。

【主要施策】

①観光交流施設等の整備・充実

観光交流施設等の整備・充実により交流人口の増加を図り、地域の活性化に努めます。

②グリーン・ツーリズムへの取り組み

我々の地域が古来より培い守ってきた生活文化の価値観を再認識し、グリーン・ツーリズム^{※1}など体験型の交流事業に取り組みます。

※1 農家民宿。農山漁村に滞在して余暇を楽しみ、地域の人々と交流を図る活動のことです。

③イメージアップと情報発信

地域における観光交流施設の連携と統一イメージづくりの推進を行い、情報の発信に努めます。

2. 新町における国・県の主要事業

新町のまちづくりを円滑に進め、地域の一体化を図るために、国・県事業の積極的な推進に向けて関係機関と協議・調整を図ります。

表 4-3 徳島県事業の推進

主要施策	事業の概要
自然環境の保全	土木環境共生事業
道路、交通体系の整備・充実	道路網の整備
防災体制の充実	広域河川改修事業
	急傾斜地崩壊対策事業
	通常砂防事業
	地すべり対策事業
	治山事業
農林業の振興	中山間地域総合整備事業
	広域農道整備事業
	ため池等整備事業
	林道整備事業

第5章 公共的施設の統合整備

地域の特性や地域間のバランス、さらには、財政状況などを考慮しながら、公共的施設の統合・整備を図り、住民サービスの低下を招かないように努めます。

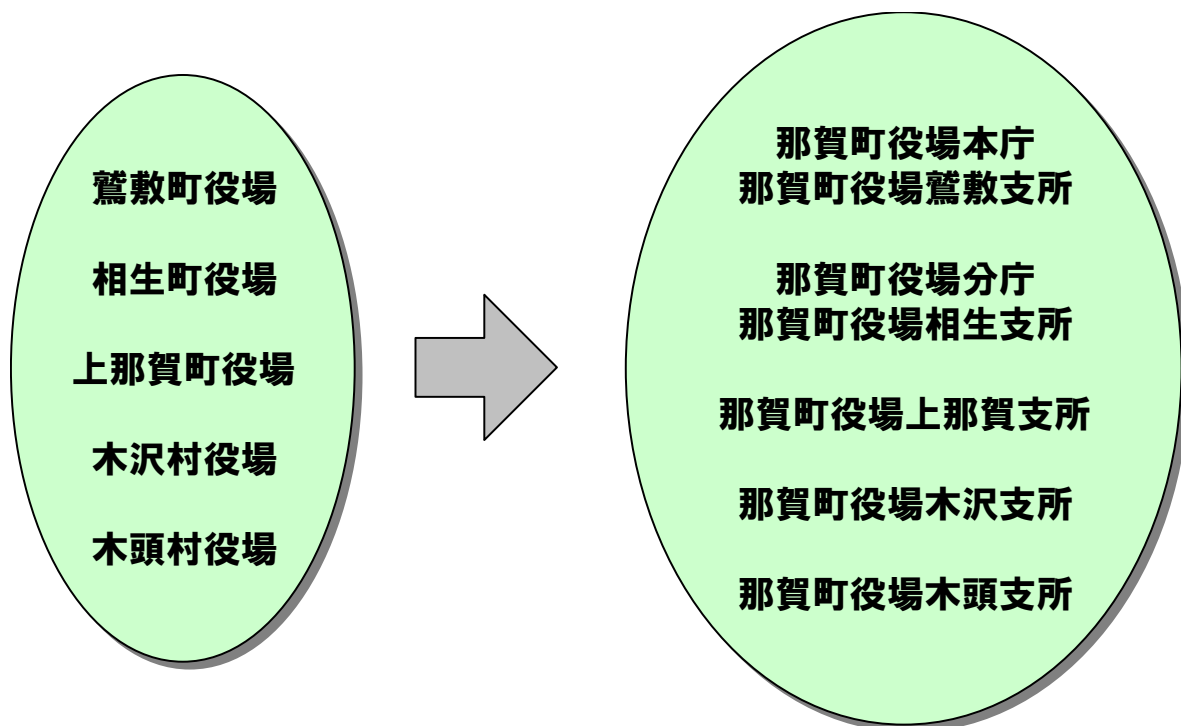


図 4-4 公共的施設の統合整備

また、幼・小・中学校においては、児童・生徒のため、よりよい教育効果があり、明日を担う人間形成が図れるよう、児童・生徒数の今後の推移を見極めた上、地域性をも考慮してある程度時間をかけて学校の統合について検討を行います。

第6章 財政計画

1. 財政計画の趣旨

財政計画は、新町の持続的な発展に向けて新町建設計画に位置づけられた施策を着実に推進するため、今後の財政見通しを明らかにするとともに、長期的なまちづくりを展望し、限られた財源の計画的で効果的な配分による健全な財政運営を図るために策定します。

計画期間は、新町建設計画期間及び合併特例法による財政支援措置期間に対応するため、合併後20年間とします。

2. 前提条件

財政計画は、新町として歳入・歳出の各項目ごとに過去の実績と各現行制度等を踏まえ、今後も健全に財政運営を行うことを基本に算定し、合併による歳出の削減効果を考慮し、普通会計ベースで作成しました。

利用者の負担で運営することを原則としている水道事業や病院事業は含んでいません。また、国民健康保険事業会計なども含んでいません。

財政計画

【一般会計の20年間(平成17年度から令和6年度)の決算及び推計】

区分	年度別決算額																				平成26～ 令和5年度 合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度														
地方税	936	903	1,037	1,065	940	1,036	977	1,042	1,072	9,008	1,164	911	944	994	981	963	931	942	947	945	945	945	945	945	19,675								
地方譲与税等	346	381	273	257	245	248	244	208	214	2,416	210	287	256	264	267	248	256	253	253	253	253	253	253	253	5,216								
地方交付税	5,798	5,632	5,625	5,769	5,936	6,219	6,002	6,696	6,405	54,082	6,095	5,910	5,755	5,447	5,258	5,281	4,797	4,731	4,679	4,669	4,669	4,669	4,669	4,669	111,395								
交通安全対策特別交付金	2	2	2	2	2	2	2	2	2	18	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	31								
分担金及び負担金	225	216	172	153	114	74	31	52	38	1,075	53	28	14	17	19	25	156	18	19	20	20	20	20	20	1,328								
使用料	382	390	229	254	276	271	289	271	287	2,649	269	284	280	267	314	273	276	276	277	280	277	280	277	277	5,722								
手数料	25	23	22	22	22	21	20	24	26	205	20	20	20	20	20	19	119	19	19	19	19	19	19	19	419								
国庫支出金	2,149	1,234	768	591	1,608	2,537	1,087	444	1,437	11,855	812	677	633	667	1,083	746	739	757	785	814	768	814	768	768	20,336								
県支出金	2,284	1,921	1,411	1,251	1,275	1,224	1,483	1,272	1,315	13,436	1,422	1,225	1,234	1,436	909	1,200	1,166	1,163	1,158	1,112	1,158	1,112	1,159	1,159	26,620								
財産収入	41	42	52	37	56	71	414	66	66	845	83	81	86	98	107	88	543	90	92	93	93	92	92	92	1,848								
寄附金	0	1	0	0	0	5	2	2	2	12	55	5	5	15	17	18	115	12	14	14	14	14	14	14	194								
繰入金	405	708	687	134	70	77	88	31	29	2,229	107	34	1,587	1,638	1,214	883	5,463	1,039	1,183	1,103	1,089	1,089	1,089	1,089	13,346								
雑収入	168	149	156	155	143	130	143	125	379	1,548	330	558	194	169	275	294	1,820	289	251	268	268	268	268	268	4,684								
地方債	1,795	1,384	986	956	987	1,415	1,995	1,224	1,338	12,080	1,496	1,342	1,800	1,921	1,463	1,546	1,567	1,622	1,599	1,549	1,577	1,549	1,577	1,577	29,562								
繰越金	895	982	813	702	870	1,139	1,429	940	1,347	9,117	1,574	1,743	2,053	2,373	1,711	1,823	11,277	1,883	1,913	1,838	1,877	1,838	1,877	1,877	29,829								
歳入合計	15,451	13,968	12,233	11,348	12,544	14,469	14,206	12,399	13,957	120,575	13,692	13,107	14,862	15,327	13,639	13,408	84,035	13,291	13,191	12,978	13,050	12,978	13,050	13,050	270,205								

区分	年度別決算額																				平成26～ 令和5年度 合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度														
人件費	1,973	1,902	1,870	1,759	1,708	1,660	1,692	1,773	1,750	16,107	1,903	1,958	1,884	1,884	1,881	1,838	11,373	1,839	1,827	1,827	1,827	1,829	1,832	1,832	36,636								
物性費	1,294	1,179	1,116	1,042	1,234	1,225	1,283	1,219	1,232	10,824	1,535	1,583	1,751	1,669	1,598	1,568	9,704	1,586	1,581	1,581	1,575	1,582	1,582	1,582	28,450								
維持補修費	28	23	41	50	54	75	94	105	108	578	120	135	114	116	101	113	699	113	109	109	108	108	110	110	1,826								
扶助費	275	267	278	271	267	352	388	372	380	2,830	474	477	409	409	384	427	2,642	421	405	405	408	408	414	414	7,533								
補助費等	1,118	852	712	705	910	763	805	752	703	7,320	649	600	748	748	665	679	4,198	689	688	688	681	681	690	690	14,977								
警察維持費	3,629	3,991	2,662	2,291	2,985	4,314	4,022	2,315	3,938	30,147	3,606	2,825	3,493	4,971	4,508	3,741	23,144	3,794	4,136	4,136	4,005	4,005	3,936	3,936	73,169								
災害復旧費	2,329	1,112	466	231	110	118	213	186	80	4,845	435	433	305	181	288	316	1,958	296	267	267	285	285	287	287	8,210								
公債費	2,533	2,580	2,550	2,473	2,364	2,205	2,084	1,971	1,783	20,543	1,750	1,784	1,690	1,681	1,683	1,656	10,244	1,649	1,637	1,637	1,639	1,643	1,643	1,643	38,991								
積立金	609	112	782	631	757	1,364	1,984	1,638	1,675	9,532	641	352	1,043	1,048	244	642	3,970	647	649	649	576	644	644	644	16,725								
投資及び出資金・貸付金	0	61	222	238	259	215	17	10	19	1,041	55	15	20	15	10	22	137	16	15	16	16	16	17	17	1,258								
繰入金	681	691	832	786	756	725	724	712	716	6,623	781	853	836	894	924	827	5,115	841	853	853	851	843	843	843	15,971								
歳出合計	14,469	12,770	11,531	10,477	11,404	13,036	13,266	11,053	12,384	110,390	11,949	11,015	12,489	13,616	12,286	11,829	73,184	11,891	12,167	12,167	11,973	11,973	11,998	11,998	243,746								